

公益法人の実態等に関するヒアリング調査・回答票  
- 目次 -

法人 No.28 (財団) . . . . .	1 ~ 5
法人 No.29 (財団) . . . . .	6 ~ 10

【質問1】 公益法人制度改革に関する有識者会議の「議論の中間整理」に対して、ご感想、ご意見、ご要望等があれば、お聞かせください。

(以下の各事項別でも、全体としてでもけっこうです。また、議論の中間整理に記述のない事項でもけっこうです。)

(改革全般や改革の目的・方向性について)

目的・方向とも観念論としては理解できる。

(公益性を要件としない新たな非営利法人制度について)

当然あってよい。但し公益性を有する法人の存在が前提。

(公益性の判断基準(要件)や判断主体(機関)について)

事業の公益性は大幅に認めるべきである。公益事業であっても費用は要する。その費用が純然たる公益事業によって賄われることは先づ不可能。故に公益事業に要する費用を賄うための収入事業は公益事業と同じに扱うべし。判断機関を徴税機関とすることは財務省全体主義国家となる。

(公益性を有する活動を行う法人の適正運営の確保について)

公益事業を遂行するに必要な経費は公益事業活動、補助金、寄付金、それに収入事業による収入とすべきである。純然たる公益事業ではないと国税庁が判断し、収益事業と指定するのは財務省独裁国家である。

(その他)

何が純然たる公益事業か、収益事業と見做すかとの判断を財務省次官だか国税庁長官通達だかの一片の通達で一律の規準とするなどと云う行為は価値観の多様性を無視し、「文化とは何か」の考え方も価値観もすべて財務省が決める事になり恐ろしい国家となる。「公益法人」と称すればこそ「公益を目的として活動する」との積極的目的意識を明確に把握し、プライドともしているのである。ところが「非営利法人」では活動の目的にはならないし、プライドともなし得ない。「非営利」は活動の業態、例えば囲碁愛好会や同窓会、の表現に過ぎない。「非営利法人」の称は公益を目的として活動して来た法人の意気を著しく阻喪させ、目的とプライドとを失わせる称である。「公益を目的としている団体」であることが、一目瞭然たる称を採るべきである。

【質問2】 所管官庁の指導監督や、その基準となっている「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成8年9月閣議決定、以下「指導監督基準」という。)に関して、法人運営上、支障となっている点や問題を感じている点があれば、ご自由にお答えください。

理想論としては省庁都道府県バラバラの現行制度より統一基準があった方がよいと一応は考へられる。併し地域も事業の目的も展開さるべき活動も皆なそれぞれに異なる従来の公益法人に統一した基準など見出せるとは思われない。強ひて作れば極めて抽象的な倫理道徳律しか謳えない。となれば、当然その律に則しているか否かの判断機関こそが生殺与奪の権を掌握することになる。その判断機関が税務当局となったら恐ろしい暗い世の中となる。理想的判断機関など出来るとは思われない。

【質問3】 貴法人の事業の運営状況等について、ご教示ください。

指導監督上の収益事業以外の事業(公益事業)について、(a)公益性の高い事業(直接、不特定多数の者が受益)と、(b)共益的(会員向けの親睦、セミナー等)な性格の事業という区分をした場合、それぞれの事業内容や収支はどのような状況となっていますか。

(a)公益性の高い事業

美術館の事業は 100 パーセント不特定多数のものが受益者で公益そのものである。林政史研究所の史料は不特定多数の研究者に公開提供し、公開講座を開き、研究成果を広く社会に還元している。

(b)共益的な性格の事業

共益的な性格の事業は行なっていない。強いて挙げれば美術館が企画し旅行会社が主催する国内外の見学会に美術館の賛助会員、友の会会員に優先予約権を与えているのみで収支は無関係。賛助会員とは年に一回親睦会を開き感謝の意を表している。

指導監督上の収益事業の利益のうち公益事業のために使用した額及びその額の収益事業利益中に占める比率をご教示ください。

5,261,648 円

96.7% (平成15年度)

この場合の公益の判断は当財団の規準による。

対価を伴う公益事業について、その対価はどのような考えで設定していますか。

例えば図録の場合、印刷代・紙代を部数で割り、一割か二割程度上乗せして代価としている。その代価には取材・原稿・編集等の費用は一切含めていないので収益も一切見込んでいない。図録は展覧会の鑑賞・理解・学習のための教材と考えている。

貴法人の事業は、営利法人と競合するような状況になっているとお考えですか。(同様のサービス等を提供する営利法人が存在しますか。存在する場合、営利法人が提供するサービス等と何らかの差異がありますか。存在しない場合は、その理由として何が考えられますか。)

美術館の場合、人を集めてお金を取っているという点だけ見れば全ての催しものと競合するとも考えられる。しかし展示品は全て他に二つとない文化財であって催事として競合することは全くあり得ない。

研究紀要や図録等の出版物は全くのオリジナルであるから競合は生じ得ない。

外部から受け入れた寄付金の使途はどのようになっていますか。

特定公益増進法人としての寄付金は使途が決まっている。

現在、基本財産の取り崩しの必要性を感じていますか。

将来的には取り崩しの可能性が考えられる

(理由) 施設の老朽化に伴いその補修に伴う費用が数千万単位でかかる。本館の屋根瓦の葺き替えに至っては億単位である。これらの費用を積立てたい所だが、既に施設整備引当金を取り崩している。現在の補修費用は高額のものには月賦年賦としているが、将来的にこれらの債務を果たせなくなる可能性がある。

【質問4】 貴法人における「内部留保」について、ご教示ください。

(注)ここでいう「内部留保」とは、指導監督基準5(7)にいう内部留保のことであり、総資産額から、ア)基本財産(財団のみ)、イ)公益事業を実施するために有している基金、ウ)法人の運営に不可欠な固定資産、エ)将来の特定の支払いに充てる引当資産等及びオ)負債相当額を除いたものをいいます。

内部留保の用途として主に想定しているものは何ですか。

建物・施設・機械設備・視聴覚機器等の保守及び更新。

貴法人の運営において、内部留保水準は、概ね何%くらいが適当と思われますか。また、内部留保についてのご意見があれば、理由もあわせお聞かせください。

内部留保水準については、一概にはいえない

(意見) 内部留保の定義に問題がある。前記の保守及び更新も到底満足にできないが手許流動性がなければ活動も不可能となる。せめて1.5ヶ月分の経常費は留保しておきたい。時期によって入館者数も変わるし、経費も変わるので絶対額は決められない。償却資産に対応して算定できるようにしてほしい。

(注)内部留保の水準(%) = 内部留保額 ÷ (事業費 + 管理費 + 事業に不可欠な固定資産取得費) × 100

【質問5】 貴法人の管理運営体制の実情について、ご教示ください。

理事会の設置の有無、開催状況(設置していない場合、その理由)

設置の有無： 有  
開催状況： 年 2 回  
(主な議題) 予算・事業計画案、決算・事業報告、規約改訂、寄贈品受入・評議員委  
嘱、重要人事等

理事の報酬額は、どのような考え方で設定していますか。また、報酬についての規  
程等を策定、公表していますか。

理事は常勤理事二名も含めて全員無給。週に二回、半日ずつ勤務している常務理事  
には研究所長として非常勤の手当を理事会と評議員会が決めた最高額の範囲内で支  
給している。理事・評議員の地位のみに基づいては報酬を支払わないという規定が寄附  
行為にある(第二十三条)。

財団法人の場合、次の事項についても、ご教示ください。

(ア) 評議員会(あるいはこれに替わる機関)の設置の有無、開催状況(設置していない  
場合、その理由)

設置の有無： 有  
開催状況： 年に 2 回  
(主な議題) 予算・事業計画案、決算・事業報告、理事選任

(イ) 評議員会の定数・構成及び実際の職務内容

定 数： 15～30人  
構 成： 全21名。内訳 古美術品収蔵家2名、旧大名家後裔3名、他の美術  
館2名、文部省出身者3名、歴史学者3名、防衛庁出身者3名、当会  
職員2名、その他3名(平成15年度)  
職 務 内 容： 理事選任、当財団事業の個々、或は全般に亘っての意見・助言の開  
陳、募金行為の声掛け  
評議員会は、理事の選任を行う機関として位置付けられている。

社員総会、理事、監事、評議員会等の管理運営体制をよりよく機能させ、法人をより  
自律的に、効果的・効率的に運営していくため、どのようなことが重要だとお考えです  
か。

評議員の肩書き分散を求める傾向があるが、実際に美術館・博物館および研究機  
関の運営に関わる方でないと事業内容や収支等を理解出来ない。また募金の声掛け  
等を行っていただく為、全くの素人では評議員としての役割を担うことが出来ない。「同  
一業界」の定義によるが、それを広く捉えて半分以下に押さえるというのは適切な指導  
とは思えない。

【質問6】 貴法人の情報公開の実施状況について、ご教示ください。

ホームページを開設していますか。

開設している

指導監督基準に定められた以下の10書類の公開状況(ホームページ、事務所への備え置き)について、ご教示ください。

	ホームページ	備え置き		ホームページ	備え置き
定款(寄附行為)			正味財産増減計算書		
役員名簿			貸借対照表	×	
社員名簿(社団のみ)			財産目録		
事業報告書			事業計画書		
収支計算書			収支予算書		

( 公開: 非公開: × 部分的に公開: )

の書類は文部科学省のホームページにある所轄公益法人一覧のページにて公開中だが平成12年度しか公開されていない。

業務、財務・会計、組織等の法人情報について、一般の者からの情報請求(来訪による閲覧・請求、郵送文書やメール等による請求等)の件数は、月に概ねどれくらいありますか。

月に概ね 0 件程度

情報公開や外部からの情報請求によって、情報の悪用等といったトラブルを生じたことがありますか。そのようなご経験がありましたら、具体的にご教示ください。

特にトラブルを生じたことはない。

社員や債権者等の利害関係者以外に情報開示することや、現行の指導監督基準の定める10書類( 参照)よりも公開すべき情報の内容を広げることについて、どのようにお考えですか。

例えば、現在、所管官庁に提出している書類等で、ホームページで公開されると差し障りがあるものとして、どのようなものが考えられますか。

ホームページに細かく掲載する手数、それらを常に現況を示す様に更新する手数の負担が大き過ぎる。大会社の株主総会開催資料とて簡易を旨としている。

【質問7】 現に受けている税制上の取扱い(法人税率の軽減、寄附金税制など)は、貴法人が公益的な活動を行う上で、具体的にどのように寄与していますか。また、特段のご意見があればお聞かせください。

人件費に充当し得る寄付金がほしい。建物や機械設備の維持と更新に膨大な費用が10年~20年に一度必要となる。公立博物館はそれらの費用を館の経費には算入していないが、公益法人にとっては巨大な負担である。年々の経常費を公益資金で助成せよとは言わないが、10年~20年に一度の施設設備の更新費は補助してほしい。

【質問1】 公益法人制度改革に関する有識者会議の「議論の中間整理」に対して、ご感想、ご意見、ご要望等があれば、お聞かせください。

(以下の各事項別でも、全体としてでもけっこうです。また、議論の中間整理に記述のない事項でもけっこうです。)

1. 「議論の中間整理」に示された基本認識を重視して、民間の非営利の公益活動を育成・奨励し、従来の制度のうちこれを阻害する要因を極力取り除く方向で、今後の検討が進められることを望む。
2. 公益性を要件としない一般の非営利法人制度の必要性は認めるが、公益性のある非営利法人制度については、民法の中に規定すべきである。
3. 公益性の判断基準は裁量の余地を少なくするために、法律で明確に定めて欲しい。また判断基準は時代とともに変遷するので、一定期間毎に見直すことを予め定めておくべきである。判断主体は中立的な機関が当たるべきであり、税務当局が判断することには反対である。
4. 非営利公益法人の活動を奨励するために、収益活動以外の原則非課税、利子・配当などの源泉所得税等非課税などの現行の課税措置は継続すべきである。また現行の特定公益増進法人制度のような寄付税制の優遇についても、これをさらに強化拡大する方向で検討して欲しい。

【質問2】 所管官庁の指導監督や、その基準となっている「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成8年9月閣議決定、以下「指導監督基準」という。)に関して、法人運営上、支障となっている点や問題を感じている点があれば、ご自由にお答えください。

1. (1. 目的)公益法人の公益性の定義としての「不特定多数の者の利益」の「不特定多数」の意味が極めて不正確で判りにくい。このため、現在の事業の公益性の判断に支障をきたす。
2. (6. 株式の保有)運用財産の管理運用として株式を保有することが認められるのは、ポートフォリオ運用であることが明らかな場合に限り明記されている。  
現在のように預金金利が極端に低いため、預金利子収入に多くを期待できない場合、長年保有し安定した配当収入が見込める株式は、財団として重要な収入源である。  
長い歴史をもつ財団には、経営の内容が判り、経営の安定した決まった企業の株式を長年の間持ち続けている場合が多い。従って公開株、未公開株に限らず、株式の保有については、財団の自己責任のもとにもっと自由度を与えてよいのではないか。また過去に運用財産として購入した株式は、行政当局は基本財産への繰り入れは認めない方針のように思われる。

【質問3】 貴法人の事業の運営状況等について、ご教示ください。

指導監督上の収益事業以外の事業(公益事業)について、(a)公益性の高い事業(直接、不特定多数の者が受益)と、(b)共益的(会員向けの親睦、セミナー等)な性格の事業という区分をした場合、それぞれの事業内容や収支はどのような状況となっていますか。

(a)公益性の高い事業

- ・ に関する研究  
受託研究費を受けている研究テーマについては、収支のバランスがとれている。
- ・ 関係への研究助成
- ・ 印刷物の刊行、講演会・研修会の開催

(b)共益的な性格の事業

なし

指導監督上の収益事業の利益のうち公益事業のために使用した額及びその額の収益事業利益中に占める比率をご教示ください。

収益事業の利益なし

対価を伴う公益事業について、その対価はどのような考えで設定していますか。

当財団の研究事業の成果はすべて一般公開され、公益性があるが、一部の研究テーマについては財団の設立母体の企業にとっても有用であるため、ここと受託研究契約を結び受託研究費を受領している。その対価は該当する研究テーマの遂行に要する金額と同額である(費用弁償)。

貴法人の事業は、営利法人と競合するような状況になっているとお考えですか。(同様のサービス等を提供する営利法人が存在しますか。存在する場合、営利法人が提供するサービス等と何らかの差異がありますか。存在しない場合は、その理由として何が考えられますか。)

当財団と同様な事業を行っている営利法人は現在存在しない。存在しない理由は、当財団の研究事業の領域が極めて特殊で専門性が高いため。

外部から受け入れた寄付金の使途はどのようになっていますか。

使途指定のない寄付金については、当財団の事業費全般に充当。研究支援事業への補助金については、その事業へ充当。

現在、基本財産の取り崩しの必要性を感じていますか。

取り崩しの必要性をあまり感じていない



【質問4】 貴法人における「内部留保」について、ご教示ください。

(注)ここでいう「内部留保」とは、指導監督基準5(7)にいう内部留保のことであり、総資産額から、ア)基本財産(財団のみ)、イ)公益事業を実施するために有している基金、ウ)法人の運営に不可欠な固定資産、エ)将来の特定の支払いに充てる引当資産等及びオ)負債相当額を除いたものをいいます。

内部留保の用途として主に想定しているものは何ですか。

- a. 運転資金。当財団の場合、2社の株式配当、寄付収入、特許権使用料等の大型収入、研究助成金支払い、研究員の賞与支払い等の大型支出がそれぞれ特定の月に予定されており、支払いに支障をきたさないために、一定の運転資金の保有は必要。
- b. 研究事業の支出には人件費がその多くを占める。研究テーマの進展に伴い、年度間に研究員の増員を必要とする場合があり、この場合に備える必要がある。

貴法人の運営において、内部留保水準は、概ね何%くらいが適当と思われますか。また、内部留保についてのご意見があれば、理由もあわせお聞かせください。

40%程度

(意見) 財団により収入と支出との時期の食い違いから運転資金の必要度は異なる。助成型財団の場合には人件費の割合は少ないので、問題にはなりにくいが、研究型財団のように、事業費の多くを人件費が占めており、かつ事業を弾力的に行うためには、運転資金以外に職員の年度間増員の余地を残しておく必要がある。

(注)内部留保の水準(%) = 内部留保額 ÷ (事業費 + 管理費 + 事業に不可欠な固定資産取得費) × 100

【質問5】 貴法人の管理運営体制の実情について、ご教示ください。

理事会の設置の有無、開催状況(設置していない場合、その理由)

設置の有無: 有

開催状況: 年3回程度

(主な議題) a.事業計画案・予算案、b.事業報告・決算の承認、c.評議員の選出、d.理事役職者の互選、e.選考委員の選出、f.研究助成対象の決定、g.研究所長の決定

このほか、合同役員総会を年1回開催。理事、監事、評議員、財団職員幹部が一同に会し、財団の運営の基本方針を議する。

理事の報酬額は、どのような考え方で設定していますか。また、報酬についての規程等を策定、公表していますか。

原則無報酬である。ただし「寄付行為」の「役員は有給とすることができる」という規定により、常勤理事(1名)に報酬が支払われている。この報酬額は世間一般の常識の範囲であり、予算に計上され、理事会で決議されている。なお、理事が会合へ出席した場合に、日当が支払われる。支払額は世間一般の常識の範囲であり、当財団の内規「役員等旅費規則」に定められている。この内規は公表されていない。

財団法人の場合、次の事項についても、ご教示ください。

(ア) 評議員会(あるいはこれに替わる機関)の設置の有無、開催状況(設置していない場合、その理由)

設置の有無: 有  
 開催状況: 年2回程度  
 (主な議題) a.理事・監事の選任、b.事業計画案・予算案、  
 c.事業報告・決算の承認、

(イ) 評議員会の定数・構成及び実際の職務内容

定数: 25名以上30名以内  
 構成: 現在26名中、学識経験者19名、設立母体の企業関係者7名  
 職務内容: a.理事・監事の選任、b.事業計画案・予算案の承認、  
 c.事業報告・決算の承認、d.不動産の買入れ又は基本財産の処分の承認、  
 e.その他当財団の業務に関する重要事項で理事長が必要と認める事項  
 評議員会は、理事の選任を行う機関として位置付けられている。

社員総会、理事、監事、評議員会等の管理運営体制をよりよく機能させ、法人をより自律的に、効果的・効率的に運営していくため、どのようなことが重要だとお考えですか。

- ・ 理事、監事、評議員に定年制を敷き、比較的若い世代が就任し易い仕組みを作る。
- ・ 役員、評議員候補の選出に当たっては、設立母体の団体、またある特定の団体に偏ることの無いよう配慮する。
- ・ 事務局の管理体制を強化し、上程する重要案件について十分に準備を行う。
- ・ 会計監査については、監事による監査に先立ち、外部の監査法人の監査を受け、監事は会計監査のみならず、業務監査に重点を置くようにする。
- ・ 非常勤の外部の役員・評議員には、日常業務内容の情報を十分流し、関心を高めるよう努力する。

【質問6】 貴法人の情報公開の実施状況について、ご教示ください。

ホームページを開設していますか。

開設している。

指導監督基準に定められた以下の10書類の公開状況(ホームページ、事務所への備え置き)について、ご教示ください。

	ホームページ	備え置き		ホームページ	備え置き
定款(寄附行為)			正味財産増減計算書		
役員名簿			貸借対照表		
社員名簿(社団のみ)			財産目録		
事業報告書			事業計画書		
収支計算書			収支予算書		

( 公開:            非公開: x            部分的に公開: )

業務、財務・会計、組織等の法人情報について、一般の者からの情報請求(来訪による閲覧・請求、郵送文書やメール等による請求等)の件数は、月に概ねどれくらいありますか。

なし(ホームページへのアクセスは把握していない。)

情報公開や外部からの情報請求によって、情報の悪用等といったトラブルを生じたことがありますか。そのようなご経験がありましたら、具体的にご教示ください。

特にトラブルを生じたことはない。

社員や債権者等の利害関係者以外に情報開示することや、現行の指導監督基準の定める10書類(参照)よりも公開すべき情報の内容を広げることについて、どのようにお考えですか。

例えば、現在、所管官庁に提出している書類等で、ホームページで公開されると差し障りがあるものとして、どのようなものが考えられますか。

プライバシーに関係しない情報であるならば、今までよりも情報内容を広げて良いと思う。

以前所管官庁に提出していた書類等でホームページで公開されると差し障りがある事例

- a. 個人の報酬・給与金額が明示される場合
- b. 研究成果のうち、学会へ未発表、もしくは特許権その他の理由によりその時点での公表を避けたい場合

【質問7】 現に受けている税制上の取扱い(法人税率の軽減、寄附金税制など)は、貴法人が公益的な活動を行う上で、具体的にどのように寄与していますか。また、特段のご意見があればお聞かせください。

- ・ 当財団で現在実施している受託研究等は税法上の収益事業に位置付けられるが、現在は費用弁償の取り扱いを受けているので、法人税を支払っていない。
- ・ 当財団は特定公益増進法人の認定を受けている。当財団は設立母体の企業から寄付金を受領しており、当財団の収入のかなりの部分を占めており、もしこの制度がなければ、当財団の経営はなりたない。
- ・ 公益性のある非営利法人の税制については、財団法人の現行の税制優遇措置の水準を後退させることのないよう、また寄付税制については現状より強化・拡大することを期待する。
- ・ 研究事業を行う公益法人において、過去の研究活動によって取得した特許権に基づく収入によって、新たな研究を行うことは最も望ましい姿と言える。しかるに現在、特許権収入は税法上の収益事業である「無体財産権の提供業」と看做され原則課税対象となる。これは課税対象からはずして欲しい。